

雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の 関与する裁判制度の導入の当否等についての検討資料

本資料は、「労働関係事件への総合的な対応強化に係る検討すべき論点項目（中間的な整理）」の「3 雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する裁判制度の導入の当否について」の各論点項目（枠囲み中に掲記）に関して、検討の参考として、事務局において、関係法令、参考文献その他の関連事項を記載したものである。

3 雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する裁判制度の導入の当否について

(1) 裁判への専門的な知識経験の導入

ア 専門的な知識経験の導入の必要性等

- ・ 導入の必要性の有無，導入の意義・目的（専門委員制度や司法委員制度による専門的な知識経験の導入との関係，我が国の労働関係紛争処理全体の中での訴訟の位置付け，民事訴訟事件全体の中での労働関係訴訟事件の位置付け，専門的な知識経験の導入に係る歴史的・社会的背景等）
- ・ 導入のメリット及びデメリット
- ・ 労働関係訴訟事件についての現状と評価
- ・ 導入が必要な事件の種類
- ・ 導入すべき専門的な知識経験の内容，水準・程度

[1] 外部の人材が訴訟手続に関与する諸制度

簡易裁判所の訴訟手続においては、「国民の健全な良識と感覚を反映させること」〔小室直人他編 基本法コンメンタール 新民事訴訟法2 296頁〕を主たる目的として、和解勧試の補助又は事件についての意見聴取のため、司法委員を関与させることができることとされている。

また、現在、争点・証拠の整理等、証拠調べ、和解勧試に際して、専門的な知見に基づく説明を聴取するため、新たに専門委員制度を導入することが検討されている。

【参照条文】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）（抄）
（司法委員）

第279条 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。
（第2項以下 略）

イ 専門的な知識経験の導入の方法

- ・ 当事者・代理人からの主張・立証，裁判官による習得による対応
- ・ 外部の人材（以下「専門家」という。）の活用の必要性の有無
- ・ 専門家が関与することのメリット及びデメリット

[2] 当事者・代理人からの主張・立証との関係

我が国の民事訴訟においては、紛争の当事者が主張・立証した資料に基づいて判断を行うことが原則とされている（弁論主義）。

【参照条文】

民事訴訟法（抄）

（証明することを要しない事実）

第179条 裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実は、証明することを要しない。

【参考判例】

「裁判官の通常の知識により認識し得べき推定法則の如きは、その認識のためにとくに鑑定等の特別の証拠調を要するものではない。（最高裁判所昭和36年4月28日第2小法廷判決（民集15巻4号1115頁））」

「事実認定のための推定法則は、いわゆる経験則と称せられるものの一種である。そして、裁判所が経験則を認識するについては、訴訟上の証明手段によることを要せず、裁判官が私知により認識し得たことがらをそのまま用いてよいというのが旧大審院の判例でもあり（注一）、通説の認めるところでもあった（注二）。けれども、かような見解に対しては、経験則を一般常識的なものと特殊専門的なものとに分ち、後者については裁判官の私知を認めず、必ず訴訟上の証明手段によらねばならない、とする反対説がある（注三）。本判旨が「裁判官の通常の知識により認識し得べき推定法則云々」としているのは、たまたま、本件の推定法則が常識で理解できる程度のものであったのでそういっただけのものであるか、大審院以来の見解を改め反対説の見解に賛成した上での判示であるか、必ずしも明らかでない。けれども、従来のように経験則の認識については私知が許されるというように割り切った表現を用いていないところからみても、本判旨が、少くとも、前記反対説を一応念頭においていることは、ほぼ間違いのないところであり、今後、この判例が、判例転回の契機となることは考えられることであろう。その意味において記憶に留めらるべき判例の一つである。

（注一）明治35.9.19大判民録8輯8巻10頁、明治42.3.26大判民録15輯270頁、明治44.11.27大判民録17輯1032頁、昭和8.1.31大判民集12巻1号51頁。

（注二）岩松三郎「経験則論」民事裁判の研究所収153頁以下等。

（注三）兼子一「経験則と自由心証」民事法研究所収193頁、中田「民訴法講義上」135頁。」（同判決についての最高裁判所判例解説民事編昭和36年度169頁）

(2) 導入する場合において、専門家の関与の在り方等

ア 関与の形態

- ・ 専門家が評決権を有する場合（いわゆる参審制度）
- ・ 専門家の意見が聴取される場合（いわゆる参与制度）
- ・ 専門委員制度（現在，法制審議会において検討中）

[3] 評決権

裁判所が合議体により判決をする場合には、評議を行い、過半数の裁判官の意

見によって決することとされている。

【参照条文】

裁判所法（昭和22年法律第59号）（抄）

第76条（意見を述べる義務） 裁判官は、評議において、その意見を述べなければならない。

第77条（評議） 裁判は、最高裁判所の裁判について最高裁判所が特別の定をした場合を除いて、過半数の意見による。

過半数の意見によつて裁判をする場合において、左の事項について意見が三説以上に分れ、その説が各々過半数にならないときは、裁判は、左の意見による。

- 一 数額については、過半数になるまで最も多額の意見の数を順次少額の意見の数に加え、その中で最も少額の意見
- 二 刑事については、過半数になるまで被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見

[4] 意見の聴取

司法委員、参与員、民事調停委員及び家事調停委員については、裁判所による意見聴取に関する規定が設けられている。

【参照条文】

民事訴訟法（抄）〔司法委員関係〕

第279条 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。（第2項以下 略）

家事審判法（昭和22年法律第152号）（抄）〔参与員関係〕

第3条 審判は、特別の定がある場合を除いては、家事審判官が、参与員を立ち合わせ、又はその意見を聴いて、これを行う。（以下略）
（第2項及び第3項 略）

民事調停法（昭和26年法律第222号）（抄）〔民事調停委員関係〕

第8条 民事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。
（第2項 略）

家事審判法（抄）〔家事調停委員関係〕

第22条の2 家事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、家庭裁判所の命を受けて他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、又は囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行う。
（第2項 略）

イ 関与する専門家の在り方等

専門家の性格等

- ・ 専門家の性格（労使の代表者か，中立公平な第三者か）
- ・ 専門家に必要とされる専門的な知識経験，能力の内容，水準・程度（紛争の種類による相違点）
- ・ 専門家に必要とされる倫理，義務

専門家の供給源等

- ・ 専門家の供給源，養成
- ・ 専門家に対する研修

[5] 専門家の性格

【参照条文】

労働組合法（昭和24年法律第174号）（抄）

（労働委員会）

第19条 労働委員会は、使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）及び公益を代表する者（以下「公益委員」という。）各同数をもつて組織する。

（第2項以下 略）

（公益委員のみで行う権限）

第24条 第五条、第七条、第十一条及び第二十七条《編注：不当労働行為の審査》並びに労働関係調整法第四十二条の規定による事件に関する処分には、労働委員会の公益委員のみが参与する。但し、決定に先立つて行われる審問に使用者委員及び労働者委員が参与することを妨げない。

（第2項 略）

[6] 専門的な知識経験の内容

民事調停委員及び家事調停委員については、専門的な知識経験を有する者を含め、一定の任命要件が定められている（なお、司法委員及び参与員参照）。

【参照条文】

民事調停委員及び家事調停委員規則（昭和49年最高裁判所規則第5号）（抄）

（任命）

第1条 民事調停委員及び家事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満のものの中から、最高裁判所が任命する。ただし、特に必要がある場合においては、年齢四十年以上七十年未満の者であることを要しない。

司法委員規則（昭和23年最高裁判所規則第29号）（抄）

第1条 司法委員となるべき者は、良識のある者その他適当と認められる者の中から、これを選任しなければならない。

参与員規則（昭和22年最高裁判所規則第13号）（抄）

第1条 参与員となるべき者は、徳望良識のある者の中から、これを選任しなければならない。

[7] 服務・義務

裁判官、参与員、民事調停委員、家事調停委員等については、守秘義務に関する規定等が設けられている。

また、司法委員、参与員、民事調停委員及び家事調停委員については、非常勤の裁判所職員（特別職の国家公務員）であり、裁判所職員臨時措置法に基づき、国家公務員法の規定で準用されるものがある。

【参照条文】

裁判所法（抄）〔裁判官関係〕

第52条（政治運動等の禁止） 裁判官は、在任中、左の行為をすることができない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。
- 二 最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に従事すること。
- 三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

（評議の秘密）

第75条（第1項 略）

評議は、裁判長が、これを開き、且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。

家事審判法（抄）〔参与員及び家事調停委員関係〕

第30条 家事調停委員又は家事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は家事審判官若しくは家事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、十万円以下の罰金に処する。

参与員又は参与員であつた者が正当な事由がなく家事審判官又は参与員の意見を漏らしたときも、前項と同様である。

第31条 参与員、家事調停委員又はこれらの職に在つた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

民事調停法（抄）〔民事調停委員関係〕

（評議の秘密を漏らす罪）

第37条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は調停主任若しくは民事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、十万円以下の罰金に処する。

（人の秘密を漏らす罪）

第38条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

労働組合法（抄）〔労働委員会委員関係〕

（公益委員の服務）

第19条の6 常勤の公益委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 非常勤の公益委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第23条 労働委員会の委員若しくは委員であつた者又は職員若しくは職員であつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らしてはならない。中央労働委員会の地方調整委員又は地方調整委員であつた者も、同様とする。

第29条 第二十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

[8] 供給源等

前掲[6]参照。

ウ 具体的な制度の在り方

- ・ 憲法との関係
- ・ 専門家の役割，関与の場面（意見陳述，和解，争点整理，判決）
- ・ 専門家の関与する事件の範囲（個別的紛争か集団的紛争か，権利紛争的側面か利益紛争的側面か，通常の民事訴訟との選択の可否，当事者の意向の反映等）
- ・ 専門家の選任方法，選任資格，欠格事由等
- ・ 手続の利便性，迅速性の確保

[9] 参審制度に関する憲法上の論点

労働関係事件におけるいわゆる参審制度の検討に当たっては、刑事訴訟手続における裁判員制度について検討されている憲法上の論点が参考となり得る。

また、この他、労働関係事件を「適正・迅速に処理するために」〔司法制度改革審議会意見書 22頁本文〕、「雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する裁判制度の導入の可否」〔同上 22頁枠内〕を検討しようとする観点と、裁判員制度における「裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができる」〔同上 102頁本文〕ようにする「司法の国民的基盤の確立（国民の司法参加）」〔同上 102頁〕の観点との相違点、国家の刑罰権の行使に関する刑事裁判と私人間の権利義務関係に関する民事裁判との相違点等に留意しつつ、裁判員制度の場合と異なる固有の論点があるか否か等について検討が必要であると考えられる。

なお、民事訴訟のうち、労働関係事件についてのみ参審制度を導入することとする場合には、その理由も論点となる。

【参照条文】

日本国憲法（抄）

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第76条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第77条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第78条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第80条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

[10] 専門家の役割、関与の場面等

司法委員、参与員、民事調停委員、家事調停委員等については、関与の場面、職務・権限等に関して、以下の点についての規定が設けられている。

個々の事件・場面における関与の要否の選択の在り方（裁判所が必要と認められた場合に関与、当事者が同意した場合に限り関与、原則として必ず関与等）

関与の場面（和解の場面、審理の場面等）

関与の態様（裁判官に対して意見を述べることによる関与、証拠調べにおける発問による関与等）

労働関係事件での訴訟手続における関与の場面としては、(ア)争点整理、(イ)証

拋調べ、(ウ)和解、(エ)判決における関与があり得る。また、関与の態様としては、(a)専門的な知見に基づく説明、(b)当事者、証人等への発問、(c)意見の陳述(評議)、(d)評決権の行使等があり得る。

【参照条文】

民事訴訟法(抄)[司法委員関係]
(司法委員)

第279条 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち合わせて事件につきその意見を聴くことができる。
(第2項以下 略)

民事訴訟規則(平成8年最高裁判所規則)(抄)[司法委員関係]
(司法委員の発問)

第172条 裁判官は、必要があると認めるときは、司法委員が証人等に対し直接に問いを発することを許すことができる。

家事審判法(抄)[参与員関係]

第3条 審判は、特別の定がある場合を除いては、家事審判官が、参与員を立ち合わせ、又はその意見を聴いて、これを行う。但し、家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事審判官だけで審判を行うことができる。
(第2項以下 略)

民事調停法(抄)[民事調停委員関係]
(民事調停委員)

第8条 民事調停委員は、調停委員会でを行う調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。
(第2項 略)

家事審判法(抄)[家事調停委員関係]

第22条の2 家事調停委員は、調停委員会でを行う調停に関与するほか、家庭裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、又は囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行う。
(第2項 略)

労働組合法(抄)[労働委員会委員関係]
(公益委員のみで行う権限)

第24条 第五条、第七条、第十一条及び第二十七条《編注：不当労働行為の審査》並びに労働関係調整法第四十二条の規定による事件に関する処分には、労働委員会の公益委員のみが参与する。但し、決定に先立つて行われる審問に使用者委員及び労働者委員が参与することを妨げない。
(第2項 略)

[11] 専門家の選任方法、資格要件、欠格事由等

専門性を有する民事調停委員、家事調停委員等について、選任方法、欠格事由等に関する規定が設けられている(なお、司法委員、参与員及び労働委員会委員参照)。

【参照条文】

民事調停委員及び家事調停委員規則(抄)[民事調停委員及び家事調停委員関係]
(任命)

第1条 民事調停委員及び家事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満のものの中から、最高裁判所が任命する。ただし、特に必要がある場合においては、年齢四十年以上七十年未満の者であることを要しない。

(欠格事由)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、民事調停委員又は家事調停委員に任命することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 四 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 五 医師として医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第七条第二項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない者
- 六 公認会計士、税理士又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補として登録抹消、業務停止又は登録抹消の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 七 弁理士、建築士又は土地家屋調査士として業務停止、免許取消し又は登録取消しの懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

司法委員規則(抄)[司法委員関係]

第1条 司法委員となるべき者は、良識のある者その他適当と認められる者の中から、これを選任しなければならない。

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを司法委員となるべき者に選任することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 裁判官として弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 四 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

第4条の2 地方裁判所は、司法委員となるべき者に司法委員たるにふさわしくない行為があつたときは、その選任を取り消さなければならない。

参与員規則(抄)[参与員関係]

第1条 参与員となるべき者は、徳望良識のある者の中から、これを選任しなければならない。

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを参与員となるべき者に選任することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 裁判官として弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 四 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

労働組合法(抄)[労働委員会委員関係]

(中央労働委員会の委員の任命等)

第19条の3 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもつて組織する。

2 使用者委員は使用者団体の推薦(使用者委員のうち六人については、特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、第十九条の四第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。)、国有林野事業(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。))を行う国の経営する企業又は日本郵政公社の推薦)に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦(労働者委員のうち六人については、特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員(以下この章において「特定独立行政法人職員」という。))、国有林野事業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員(以下この章において「国有林野事業職員」という。))又は日本郵政公社の同号に規定する職員(以下この章において「日本郵政公社職員」という。))が結成し、又は加入する労働組合の推薦)に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

(第3項以下 略)

(委員の欠格条項)

第19条の4 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。

- 一 国会又は地方公共団体の議会の議員
- 二 特定独立行政法人の役員、特定独立行政法人職員又は特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員
- 三 国有林野事業職員又は国有林野事業職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員
- 四 日本郵政公社の役員、日本郵政公社職員又は日本郵政公社職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

[12] 個別の事件に係る担当専門家の指定、除斥・忌避

司法委員、参与員、民事調停委員、家事調停委員については、個別の事件に係る担当者の人数、指定等に関する規定が設けられている。

また、導入が検討されている専門委員制度には、除斥及び忌避の制度が予定されており、参与員については、裁判官に関する除斥及び忌避の規定が準用されているが、司法委員、民事調停委員等には、除斥及び忌避の規定はない。

【参照条文】

民事訴訟法（抄）〔司法委員関係〕

（司法委員）

第279条（第1項 略）

2 司法委員の員数は、各事件について一人以上とする。

3 司法委員は、毎年あらかじめ地方裁判所の選任した者の中から、事件ごとに裁判所が指定する。

（第4項以下 略）

家事審判法（抄）〔参与員関係〕

第4条 裁判所職員の除斥及び忌避に関する民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定で、裁判官に関するものは、家事審判官及び参与員に、裁判所書記官に関するものは、家庭裁判所の裁判所書記官にこれを準用する。

第10条 参与員の員数は、各事件について一人以上とする。

参与員は、家庭裁判所が毎年前もつて選任する者の中から、家庭裁判所が各事件についてこれを指定する。

民事調停法（抄）〔民事調停委員関係〕

（調停委員会の組織）

第6条 調停委員会は、調停主任一人及び民事調停委員二人以上で組織する。

（調停主任等の指定）

第7条（第1項 略）

2 調停委員会を組織する民事調停委員は、裁判所が各事件について指定する。

家事審判法（抄）〔家事調停委員関係〕

第22条 調停委員会の組織は、家事審判官一人及び家事調停委員二人以上とする。

調停委員会を組織する家事調停委員は、家庭裁判所が各事件について指定する。

(3) 導入する場合について、他の制度との関係

- ・ 労働調停制度（前掲2）との関係
- ・ 個別労働関係紛争処理制度との関係
- ・ 労働委員会制度との関係

[13] 労働調停制度

労働関係紛争について、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図るため、民事調停の特別な類型として、労働調停制度の導入を図ることとしている。

【参照条文】

民事調停法第1条
(この法律の目的)

第1条 この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的とする。

[14] 個別労働関係紛争処理制度

個別労働関係紛争について、実情に即した迅速かつ適正な紛争の解決を図るため、労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん等を行うこととしている。

【参照条文】

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)
(目的)

第1条 この法律は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。)について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

[15] 労働委員会制度

集团的紛争に関しては、労働委員会において、不当労働行為事件の審査、労働争議のあっせん、調停及び仲裁等を行っている。

【参照条文】

労働組合法(抄)
(労働委員会の権限)

第20条 労働委員会は、第五条、第十一条、第十八条及び第二十七条の規定によるものの外、労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限を有する。

(労働委員会の命令等)

第27条 労働委員会は、使用者が第七条の規定に違反した旨の申立を受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、当該申立が理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。(以下略)

(第2項及び第3項 略)

4 労働委員会は、第一項の審問の手続を終つたときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立を棄却する命令を発しなければならない。(以下略)

(第5項以下 略)

(4) その他